

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示(例)

株式会社ココピア

有料職業紹介事業許可番号(13-ユ-313398)

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:全職種
- ・地域:国内

●手数料に関する事項

- ・求職者から徴収する手数料はありません。
- ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

(注) 届出制手数料の場合、届出済手数料表の内容を全て記載すること（別紙として添付することも可）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または 0 円) 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または 0 円) 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または 0 円) 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35% (または 0 円) 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

(注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要